

相続あれこれ その2

事業承継と民法

弁護士

田仲敏征

TOSHIYUKI TANAKA

第1 はじめに

中小企業の事業承継が、日本経済における一つの問題となっています。中小企業が、日本経済の礎であることはいまさら指摘するまでもありません。中小企業は、企業数で全体の約9割を占め、雇用では約7割を占めており、優れた技術を持つ中小企業も数多く活動しています。中小企業の健全な発展のための環境を整備し、未来に承継してゆくことは、日本経済が継続的に発展を続けていく為に必要不可欠なことです。

この中小企業の事業承継にあたって、オーナーが所有している株式等の会社関係の資産を円滑に後継者に移転させることが一つのテーマとなりますが、これに関して相続の問題となるのが遺留分（民法1028条以下）です。そこで、本号と次号では、事業承継

にからめて遺留分や特例法等の関連する話題を中心にお話ししたいと思います。

第2 遺留分の制度

1 登場人物

本稿でも、前回に引き続いて、架空の家族に登場してもらいましょう。

相談者：徳下家安（70歳）

相談者の妻：お茶（68歳）

相談者の長男：秀安（45歳）

二男：秀唯（42歳）

2 相談例と遺言ですべて解決するの？

【家安氏の相談】

私は、甲建設株式会社（以下、「甲建設」）の代表取締役を務めています。

秀唯は甲建設の取締役です。私は秀唯を後継者として考えています。

私の資産のうち、甲建設に関するものは本社の敷地と甲建設株です。これらの会社に関する資産は、すべて秀唯

に相続させるとの遺言を作成したいのですが、民法上どのような問題があるのでしょうか。

3 家安氏が遺言を残さずに死亡したら？

(1) 共有・準共有

例えば、家安氏が突然病に倒れ、遺言を残さずに死亡した場合、会社の資産はどうなるかを考えてみましょう。

本件で、すべての会社関係の資産を秀唯氏が相続するとの遺産分割協議が

まとまらず、法定相続分での相続となった場合、不動産については共有、株式については準共有（東京高判昭和48年9月17日高民26巻3号288頁）となります。そうすると、本件では、本



社の敷地及び会社の株式すべてを、お茶氏（持分2分の1）、秀安氏（持分4分の1）及び秀唯氏（持分4分の1）の共有・準共有ということになります。

ちなみに、この場合、よくある勘違いとしては、家安氏が1000株を所有していたとして、お茶氏が500株、秀安氏と秀唯氏が250株ずつ相続すると考える方がいらつしやいますが、これは間違いです。すべての株式が準共有となります。

(2) 不動産の保存・管理・処分

不動産が共有となった場合、その保存・管理・処分のための要件は次頁の表のとおりです（民法251条、同252条）。

	内容	意思決定
変更・処分	共有物の性質・形状に変更を加える行為 又は共有物について法律的な処分をする行為 (売買、抵当権の設定等)。	共有者全員の同意。
管理行為	利用行為 (共有物の現状を維持しつつ経済的用法により 使用収益する行為) 又は改良行為 (共有物の現状を変更しない限度で その価値を高める行為)。	各共有者の持ち分の 価格の過半数で 決定する。
保存行為	共有物の現状を維持する行為。	各共有者が単独でできる。

(3) 株式の権利行使

準共有の場合の株式の権利行使ですが、共有者は、共有株式についての権利を行使する者一人を定め、株式会社に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければいけません(会社法106条本文)。権利行使者の選定の方法ですが、共有株主が持分の価格に従いその過半数で決める必要があります(最三平成9年1月28日判時1599号139頁)。

(4) まとめ

以上のように、遺言が無く、遺産分割協議も思うようにまとまらなかった場合、秀唯氏としては、自らの取締役としての地位を維持し、甲建設の経営を安定させるためには、お茶氏と秀安氏の動向に対して常に配慮しなければならなくなります。これでは、甲建設は常に身内の争いにさらされる危険を有することになります。

4 遺留分の制度

(1) 総論

そこで、家安氏としては、すべての

甲建設に関する資産を秀唯氏に相続させるとの遺言を作成したいと考えているわけです。ただし、このような場合、常に検討しなければならないのは、遺留分についてです。

家安氏は本来自由に財産の処分ができますので、すべての資産を秀唯氏に相続させる旨の遺言を残すことも自由です。しかし、民法上、遺留分の制度によって家安氏の自由な処分に制限が加えられています。

遺留分の制度とは、被相続人が有していた相続財産について、その一定割合の承継を一定の法定相続人に保障する制度です(民法1028条以下)。「遺留分」とは、被相続人の財産の中で、法律上その取得が一定の相続人に留保されており、被相続人による自由な処分に制限が加えられている持分的な利益のことをいいます。

遺留分の制度は、被相続人の財産処分の自由と相続人の保護との調和の観点から設けられた制度(最一小判平成13年11月22日民集55巻6号1033頁)ですが、その正当化根拠に対しては批判もあります。

(2) 遺留分減殺請求権の行使

遺留分はどのように主張するのかですが、遺留分減殺の意思表示をすることにより(民法1031条)。必ずしも訴えの方法によることは要しません。裁判外でも、裁判で抗弁として主張した場合でもいいのです(ただし、裁判外で主張する場合は、内容証明等によって証拠を残しておく必要があります)。

(3) 遺留分減殺請求の効果

では、遺留分減殺請求権が行使されると、どのような効果が生じるのでしょうか。遺留分減殺請求権が行使されると、遺留分を侵害する贈与や遺贈は、侵害の限度で失効し、贈与や遺贈が未履行であれば履行義務を免れ、既に履行しているときは、返還請求が可能となります。

贈与や遺贈の目的物は受贈者・受遺者と減殺請求権者との共有関係となります。

ただし、減殺請求の相手方は、現物返還するのが原則ですが、価額で弁償することも認められています(民法

1041条)。

例えば、本件で、不動産と株式以外に家安氏の遺産がなく、家安氏がこれらすべてを秀唯氏に相続させるとの遺言を残した場合、後に示す算定式によると、お茶氏は4分の1、秀安氏は8分の1の遺留分を有することになります。したがって、秀唯氏の相続はお茶氏と秀安氏の遺留分を侵害することとなり、原則として遺留分減殺請求により、不動産と株式に対し、お茶氏4分の1、秀安氏が8分の1の持ち分を有することとなります。

秀唯氏に資金的な余裕があれば価額弁償が可能です。そのような資金が無い場合、遺言が無い場合よりお茶氏と秀安氏の持ち分は減るとはいえ、秀唯氏は支配権確保の目安である3分の2を超える株式を取得することは出来ません。

(4) 遺留分減殺の順序

減殺されるべき遺贈及び贈与が複数存在するときは、まず遺贈から減殺することになります(民法1033条)。これは、贈与された財産が相続開始前

に相続財産から逸出している点を考慮しているからです。

次に、遺贈が複数あるときは、遺言者の別段の意思が表明されていない場合には、遺贈価額の割合に応じて減殺することになります(民法1034条)。

このように、遺留分減殺の目的となる財産について遺言者の意思で順番を定めたりすることができませんので、事業承継とは関係の無い財産がある場合には、まずそちらから減殺請求の対象とするとの遺言をすることも、遺留分対策の一つです。

遺贈が減殺されて、それでも遺留分の保全がされないときは、贈与が減殺されます。贈与が複数のときは、相続開始時に近い贈与から始め、前の贈与にさかのぼることになります(民法1035条)。

なお、死因贈与は遺贈に次いで、生前贈与より前に遺留分減殺の対象となります。

ちなみに、特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」旨の遺言が実務上多くみられます。これは遺贈とは法的



に異なるのですが、遺贈と同視されま
す（東京高裁平成12年3月8日判タ
1039号294頁）。

以上のように、遺留分減殺の順序は、
遺贈（相続させる旨の遺言）↓死因贈
与↓生前贈与となります。

ちなみに、遺留分減殺権者は、減殺
すべき物件を選択して減殺請求するこ
とはできません（東京地判昭和61年9
月26日判時1214号116頁）。

(5) 遺留分減殺請求権者

遺留分減殺の請求権者は、遺留分権
利者とその承継人です。遺留分権利者
は、被相続人の兄弟姉妹及びその代襲
者を除く相続人です。承継人には、遺
留分権利者の相続人、包括受遺者、相
続分の譲受人など包括承継人及び特定
承継人が含まれます。特定承継人には、
各処分行為に対する個別的な減殺請求
権の譲受人などが含まれます。

(6) 遺留分侵害額算定の方法

遺留分減殺請求をするためには、遺
留分が侵害されている必要があります。
遺留分が侵害されているというのは、

被相続人が自由に処分できる財産を超
えて処分をした結果、相続人が現実に
受ける相続利益が法定の遺留分額に満
たない状態をいいます。

ア 遺留分侵害額

遺留分侵害額は、次のように計算さ
れます。

遺留分侵害額

＝ 遺留分額 － （遺留分権利者が相続
によって得た財産額 － 相続債務分担
額） － （特別受益額 ＋ 遺贈額）

イ 遺留分額の算定

個別の遺留分の額は、次のように計
算されます。

遺留分額

＝ 遺留分算定の基礎となる財産額 × 個
別の遺留分の割合

(ア) 遺留分算定の基礎となる財産額

遺留分算定の基礎となる財産額は次
のように確定します。

遺留分算定の基礎となる財産額

＝ （被相続人が相続開始時に有してい
た財産の価額） ＋ （贈与財産の価額）
－ （相続債務の全額）

被相続人が相続開始時に有していた
財産の価額には、条件付権利及び存続

期間の不確定な権利も含まれます。た
だし、この価額は家庭裁判所の選任し
た鑑定人の評価に従って定められます
（1029条2項）。

次に、加算される贈与には次のもの
が該当します。すべての贈与が対象と
ならないのは、過去に遡って無制限に
贈与を基礎財産に参入することで生じ
る取引の安全を害する危険を避けるた
めです。

① 相続開始前の1年間にされた贈与
（民法1030条前段）。基準時は、贈
与契約締結時です。

② 遺留分権利者に損害を加えるこ
とを知った贈与（民法1030条後
段）。「損害を加えることを知って」と
は、遺留分を侵害する認識があればよ
く、損害を与えるという加害の意図や
誰が遺留分権利者であるかを知ってい
る必要はありません。

③ 不相当な対価でなされた有償処分
（民法1039条）。

④ 特別受益（民法903条）として
の贈与は全て参入されます。相続開始
1年前であるか否かを問わず、損害を
加えることの認識の有無も問いません。

なお、特別受益に該当する贈与につ

いては、被相続人による持戻し免除が
認められています。この免除がなさ
れた場合でも、贈与は遺留分算定の基
礎となる財産に算入されます。そうし
ないと、多額の贈与をして持戻しを免
除すれば、遺留分を事実上少なくする
ことが可能となってしまうからです
（最一小決平成24年1月26日）。

(イ) 個別的遺留分の割合

個別的遺留分の割合は、次のよう計
算されます。

個別的遺留分の割合

＝ 民法1028条所定の遺留分の割合
× 法定相続分の割合

本件では、民法1028条所定の遺
留分の割合は同条2号の「被相続人の
財産の2分の1」となりますので、個
別的遺留分の割合は以下のようになり
ます。

お茶氏…1/2 × 1/2 = 1/4
秀安氏…1/2 × 1/4 = 1/8

(7) 遺留分減殺請求の紛争解決手段

遺留分減殺請求をしても、相手方が
応じない場合はどのような法的解決手

段があるでしょうか。

遺留分減殺に関する紛争は、訴訟事項ですから、裁判所に訴えを提起することができます。

しかし、遺留分に関する事件は、被相続人の相続に関する紛争ですから、「家庭に関する事件」として家庭裁判所の調停を行うことができるだけでなく、調停前置主義により、地方裁判所又は簡易裁判所に訴えを提起する前に家庭裁判所の調停を経る必要があります。(家事事件手続法244条、同法257条)。ただし、調停が不成立の場合、家庭裁判所の審判に移行するのではなく、民事訴訟で解決することになります(家事事件手続法272条3項)。

(8) 消滅時効・除斥期間
遺留分減殺請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈のあったことを知った時から1年で時効により消滅します(民法1042条前段)。また、相続開始時から10年を経過すれば消滅します(同条後段除斥期間)。

ちなみに、遺留分減殺請求権を行使した結果として目的物の物権的返還請求権が生じた場合、その返還請求権は時効により消滅しません(最二小判平成7年6月9日判タ885号154頁)。

(9) 遺留分の放棄

遺留分の心配をなくすために、遺留分の放棄も可能です。遺留分の放棄は、相続前でも可能です。ただし、相続開始前の放棄は家庭裁判所の許可を受ける必要があります(1043条1項)。これは、被相続人の威圧によって遺留分権利者に放棄を強要することを防ぐためです。

遺留分放棄の許可は、被相続人となる者の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てます(家事手続法216条1項2号)。

家庭裁判所は、権利者の自由意思、理由の合理性・必要性、放棄と引き換えの代償の有無などを考慮して拒否を判断し、相当と認めるときは、許可の審判をします(家事手続法216条1項2号)。代償というのは、死後の相

続紛争を避けるために、遺留分を放棄させたい相続人に何らかの財産を贈与することなどを言います。

注意が必要なのは、遺留分放棄は、相続放棄とは異なり、相続人とならなくなるわけではありません。したがっ

て、遺言がない、遺言を紛失したなどの場合、遺産分割調停の当事者となります。

さて、本号では、事業承継において相続の場面で問題となる遺留分の制度をご紹介します。次号では、この遺留分対策等をお話したいと思います。

